

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年5月9日（令和7年（行情）諮問第525号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行情）答申第360号）

事件名：自由民主党安全保障調査会における説明資料として提出したもののうち特定期間に作成された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自由民主党安全保障調査会における説明資料として提出したもののうち開示請求受付番号：2024-00526で特定された後に作成されたもの全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年4月7日付け情報公開第02275号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

不開示決定の取消し

関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和7年3月7日付けで受理した本件対象文書を求める開示請求に対し、不開示（不存在）とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、不開示決定（原処分）の取消しを求める審査請求を行った。

2 原処分について

処分庁は、該当する文書を作成していなかったため、不開示（不存在）とした。

3 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「関係部局を探索の上、発見に務める（原文ママ）べきである。」旨主張している。

諮問庁は、開示請求2024-00526を受理した令和7年1月31日以降、審査請求人からの当該開示請求2024-00587を受理し

た令和7年3月7日までに、自由民主党安全保障調査会が開催されたことを確認した。しかしながら、右期間に開催された調査会において、外務省に対する説明資料提出の求めはなかったことから、該当する文書の作成は行っていない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記3のとおり、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年5月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成していないため、不開示（不存在）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求の開示請求書には、「開示請求受付番号：2024－00526で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、外務省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち、別件開示請求（開示請求番号2024－00526）の開示請求受付日である令和7年1月31日から本件開示請求受付日である同年3月7日までに作成された文書を求めているものと解した。

イ 上記第3の3のとおり、自由民主党安全保障調査会が当該期間において複数回開催されたが、いずれも外務省に説明資料提出の求めはなかったことを確認しており、本件対象文書に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（2）上記（1）ア及びイの諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、

これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（１）ウの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

３ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑